平成２３年（フ）第５１７号
川崎市川崎区出来野４番６号美濃ビル６号室
債務者　齋藤　政美
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第６７０号
千葉市若葉区西都賀２丁目10番８―203号、開始決定時の住所千葉市若葉区都賀１丁目２番５号　ダイアパレス都賀Ⅱ208号
破産者　松山　栄良
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７３１号
千葉県船橋市田喜野井４丁目７番19号
破産者　伊藤　トミ
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３８１号
千葉市中央区大森町171番地ガーデンプレイス大森202号
破産者　田中　弘子（旧姓今西）
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７６号
千葉県市川市原木１丁目12番21号　プチフルール101号
破産者　保科　初枝
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１９６号
名古屋市中区大須３丁目15番10号
破産者　株式会社シェルコーポレーション
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５８号
相模原市南区相模台３丁目５番８号
破産者　有限会社根岸商店
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３４８号
金沢市西泉１丁目５番地
破産者　岳邦建設株式会社
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１２９号
静岡県浜松市中区肴町316番地の38
破産者　有限会社メガバザール
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
熊本県宇城市三角町三角浦928番地の１
破産者　有限会社茂徳汽船
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１３４号
宮崎市鶴島２丁目11番27号
破産者　株式会社川崎工務店
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４７５号
札幌市中央区大通西21丁目１番12号、破産手続開始決定時の住所札幌市西区西野１条９丁目10番５号
破産者　山崎　朝之
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６１号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　３―102
破産者　西部木材こと　西部　文男
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
長野県飯田市龍江2425番地９、開始決定時の住所長野県飯田市川路4257番地２
破産者　塩澤　信俊
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１３１号
三重県伊賀市岡波889番地の１
破産者　中井　正明
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１３１４号
広島市安佐北区真亀４丁目４番48―205号、開始決定時の住所広島市佐伯区五月が丘３丁目26番12号
破産者　山上　　清
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５号
広島市安佐北区狩留家町3488番地１
破産者　谷口　栄治
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１１号
和歌山市湊3221番地　マンション金龍101号、開始決定時の住所和歌山市中之島2032番地
破産者　中井　康久
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係